

入会に関する留意事項（法人・団体会員及び有識者会員）

☞要綱の確認、賛同

いしかわインクルーシブな生涯学習コンソーシアム設置要綱（目的と事業など）をご確認いただき、入会申込書にて賛同してください。

☞会員種別

（１）法人・団体会員

日本国法に基づき設立された民間企業及び法人、学会等の団体（法人格を有さない任意団体を含む）等及び地方公共団体等の行政組織

○ 会議や分科会、ワーキンググループでの議論や活動への参画が可能です。

<登録について>

- ・1 法人、団体、組織等の単位で加入してください。
- ・1 法人、団体、組織等につき代表者は1 名とし、代表者の連絡窓口として、担当者（2 名）を追加登録することができます。
- ・法人・団体会員に所属されている、代表者、担当者以外の方は、法人会員の参加者として会議などに参画ができます。
- ・法人・団体会員の一覧は本会のホームページに記載します。

<加入単位の例>

- ・〇〇株式会社
- ・〇〇大学△△研究センター
- ・〇〇大学大学院 △△研究科（左記が難しい場合は、〇〇大学大学院 △△研究科 □□専攻）
- ・ご不明の場合は事務局までご連絡ください。

（２）有識者会員

国内の大学・研究機関等に雇用される方や企業に属する方等の事務局が認める個人

○ 会議や分科会やワーキンググループでの議論や活動への参画が可能です。

<登録について>

- ・個人単位で加入となります。
- ・法人・団体等に所属されている方は、極力、法人・団体会員として登録をお願いいたします。
- ・有識者会員の一覧は本会のホームページに記載します。

☺会員名簿の公開について

本会のホームページで会員の一覧を公開します。その際、公表する情報は以下となります。

法人・団体会員：所属機関名称、所属機関のホームページアドレス（リンクをはる） 有識者会員：所属機関名称と氏名

☺誓約について

次の各号に該当しないことを入会申込書にて誓約してください。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
--

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
--

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
--

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
--

☺個人情報の取り扱いについて

以下の内容について、入会申込書にて同意をお願いします。

ご提供いただきました個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律に基づいて事務局が適切に管理し、コンソーシアムの受付、運營業務に限り使用いたします。なお、ご本人様の同意がある場合、または法令に基づく開示請求があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、上記目的以外での利用及び第三者への開示・提示はいたしません。

☺その他

登録後、入会申込書の内容に変更がある場合は速やかに事務局までご連絡ください。